

舎人の世界

川口常孝

万葉集のなかで「舎人」の文字の使用されている作品、題詞、左註の類をさがしてみると、おおよそ次の二つに大別することができる。

A、人名として使用されているもの

- (1) 舎人娘子(1161、1118。81636の題詞)。
 - (2) 舎人吉年(2152の下註)。
 - (3) 舎人皇子(2117。91683・1684、1704・1705、1706、1774・1775の題詞)。舎人親王(163838・3839の左註。204294の題詞)。
 - (4) 防人たち——若舎人部広足(204363・4364の左註。大舎人部千文(204369・4370の左註。大舎人部祢麿(204379の左註)。他田舎人大嶋(20440の左註)。檜前舎人石前(204413の左註)。
- B、官名として使用されているもの
- a、題詞、左註に用いられているもの
 - (1) 皇子尊宮舎人等働傷作歌廿三首(2171——193の

題詞)

- (2) 右歌者、舎人親王令侍座_二曰、或有作_三無所由之哥_一人者、賜以_三錢帛_一。干時、大舎人安倍朝臣_三祖父乃作_三斯歌_一献上、登時以_三所募物錢二千文_一給之也。(163838・3839の左註)
 - 右歌者、伝云、有大舎人土師宿祢水通、字曰_三志婢麿_一也。於_レ時大舎人巨勢朝臣_三豊人、字曰_三正月麿_一、与_三巨勢妻太朝臣_一名字忘之也。兩人、並此彼良黑色焉。於是、土師宿祢水通、作_三斯歌_一、嘯咲者、而巨勢朝臣_三豊人聞之、即作_三和歌_一酬咲也。(163844・3845の左註)
 - (3) 内舎人大伴宿祢家持(3475。61029、1037、1040の題詞。81591。173913の左註)
 - (4) 内舎人県犬養宿祢吉男(81585の左註)
 - (5) 内舎人石川朝臣広成(81600の題詞)
- b、作品中に用いられているもの
- (1) 埴安乃 池之堤之 隠沼乃 去方乎 不知 舎人者迷惑(201、人麿)
 - (2) ……白細心 舎人装束而……(3475、家持)
 - (3) ……内日刺 宮舎人方……(133324)

(4) ……遣之 舍人之子等者…… (13 三三二六)
 (5) ……刺竹之 舍人壯裳…… (16 三七九一)
 計、人名八人、官名延べ十八例(舍人七、大舍人三、内舍人八)である。

そもそも「舍人」が文献に初めて見えるのは、古事記応神天皇の条に「詐以舍人為王、露坐具床」とあり、仁徳紀十六年の条に「天皇以官人桑田玖賀媛示近習舍人等曰」とある、それであつて、以後、「時隼別皇子之舍人等歌曰」(仁徳紀四十年)、「於是奴三成與數十舍人出而拒戰」(皇極紀二年)等をはじめとして幾つかが散見する。その職種や職掌の明確な規定は、大宝令によつて知ることができるので、本稿に必要な範囲で、その摘要を左に表示する。

兵部省	中務省				所管
	中宮舍人	東宮舍人	大舍人	内舍人	身分
兵衛		同前	右以外者	性識聡敏、儀容可取者	相当
身材強幹、強幹便者(中等)			儀容端正、工於書下者(上等)		構成
五人以上					内六位以下
郡司子弟					内六位以下
國司					郡司子弟
蘭					國司
定員	四百人	六百人	八百人(左、右各)	九十人	
職掌	分番、宿直(准大舍人)	分番、宿直	行幸供奉、警衛、驅使、宿直	帶刀宿衛、行分衛	

ここで「考を加えておくべきは、「舍人」にあわせて登場せしめた「兵衛」についてである。令の規定には、なお「帳内」「資人」があり、帳内は「取六位以下子及庶人為之」すもの、資人は「不_レ得_レ取_二内八位以下子_一」るもので、防衛、驅使に供するために、五位以上の官人に賜わつた。帳内は集に用例がなく、資人は「資人余明軍」(三四五四一五八の左註)が、旅人に關係して見えている。いずれも出自、職掌の点で舍人には距離がある。

さて問題の「兵衛」であるが、これには地方出身のものもまじつていたが、帳内、資人のように人臣に賜わつたのではなく、舍人と同じく宮廷に勤務した。表覧の職掌の項には種々の表現が用いられているが、つづまるところ、舍人は天皇、皇族などの左右に近侍して、護衛、雑役、宿直などに奉仕したのであり、兵衛は宮門を衛り、行幸に供奉し、また京中の巡察に任じたのである。その出自の優劣(これは大きなことであるが)と、文官・武官的性質の相対を除けば、実際の職務はさしたるひらきを持つていたわけではない。共に二十一才をもって出身し、養老の賦役令によれば、いずれも課役を全免せられており、その将来を予約されていた子弟たちである(後述)。問題はかれらの精神的様相である。万葉集は「兵衛」点出の部分の次のごとく綴っている。

(1) 右歌一首、伝云、有_二右兵衛、姓_名多_三能_四哥_五作_六之_七等_八也。
 干_レ時、府家備_二設酒食_一、饗_二宴官人等_一。於是、饌食盛之皆用_二荷葉_一。諸人酒酣、哥_レ儂駱駝。乃_レ誘_二兵衛三_一云_二其荷葉_一、而_レ作_レ歌者、登_レ時_レ心_レ声_レ作_レ斯歌_一也。(16 三八三七)
 (2) 右一首、左兵衛督大伴宿祢千室。(20 四二九八の左註)
 この二例、とりわけ(1)は、その書式、内容において、「舍人」が「B、官名として使用されているもの」のなかの「a、題詞、左註に用いられているもの」(2)と符合するのであり、二例の巻数も十

六、二十と、「舍人」を検出しうる範囲の巻であることが注意される。一般に卷十六の編者は家持と考えられているが、だから「大舍人」の登場する左註と「兵衛」の登場する左註は書式が一致するのだと簡単に片づけてしまわないで、小話ともいへべき左註の内容——興味と焦点、また事柄の裁量の仕方——がある類同を分け持っていることに注目すべきである。すなわち、大舍人の方は、舍人親王に仕えていた大舍人が、親王の求めに応じてたちどころに無心所著歌を作つて物銭二千文を得た話と、色黒同志の大舍人二人が、お互の「黒色」を戯笑しあつて歌をやりとりした話であり、兵衛の方は、「歌作の芸に多能」な右兵衛が、当意即妙に「荷葉」の語を歌に詠みこんだ話である。そしてこの三者に共通する特徴は、「無意味が手柄になる」という点である。この「無意味の手柄」は、なにも大舍人、兵衛が登場する三歌群に限つたことではなく、卷十六自体が「由縁ある雑歌」の巻であるから、ことさらにとり立てていうほどのことではないかも知れないが、それにしても「無意味の手柄」の製作者を、このように官職を記してあらわした例は、卷十六全体にあつても、大舍人、兵衛以外にはないのである。そして「無意味の手柄」の担当者とは、逆の表現を用いれば、「有意味の手柄」の担当者でもありうるわけであつて、そこに「歌作の芸に多能」な右兵衛というような評価も生れてくるというものである。ともかく当意即妙や無心所著の同質を、大舍人、兵衛の属が分け持つて登場することに意をどとむべきである。

表覧が明示するように、舍人は五位以上の子孫であり、兵衛は内六位以下八位以上の嫡子である。たしかに五位以上と六位以下とは、官人としての所遇には大きなひらきがある。従つてその子供たちである蔭子と位子とにも、それ相当のひらきがあつたことは認めねばなるまい。しかし、すでに天武二年(六七四)五月の詔に、「夫

初出身者、先令大舍人、然後選簡其才能、以充當職」とあるごとく、一たび大舍人に出身したものは、数年の勞を積めば、他日内外官の欠に補せられる幸福を予約されていたのであつて、かれらが多感の青年層であつただけに、そこに精神の類同や思想・感性の類縁の生まれうる余地があつたとせねばならない。いわば舍人共同社会の誕生である。そしてこの關係は、兵衛の世界でも同様であつたらうし、舍人、兵衛が本来的に異つた集団でなかつたことは、先に引用した皇極紀の舍人が、「出而拒職」して、兵衛の職責を果たしていることから察知できる。もつと身近い例としては、壬申の乱における舍人たちを思い浮かべればよい。そこには実質的に舍人、兵衛の区別はないのである。令の制定によつて制度化された後にあつても、舍人、兵衛のこうした属性が、直ちに消滅したとは考えられない。事実、制度化された後においても、大舍人は五位以上子孫と内六位以下八位以上嫡子とを混淆するのであるから、「以上子孫」と「以上嫡子」とが、共通の生活圏に棲息していたことは間違ひなく、その縁をもつて、精神の外延が、「以上嫡子」である兵衛にまで及んだとしても、なんら不思議とするには当らない。これがいささか機械化しすぎた見方だとしたら、「舍人」「兵衛」の題詞、左註使用例のすべてが、家持編纂もしくは整理・加筆と目される巻だけに見られることを考えてみるとよいかも知れない。かつての内舍人家持によつて扇面状に統轄される舍人、兵衛の世界が考えられるという意味である。扇のカナメの位置に家持は立つている。この趣は卷十六において特に著しい。卷十六は総体に軽みの巻であるが、家持みずから、吉田石磨をからかつた「瘦せたる人を嗤咲ふ歌二首」(三八五・三八五四)を掲載して、はしやいで見せており(この歌の左註の筆法と、大舍人、兵衛の登場する左註の筆法とは、まったく同じである)、そこに若き日にみずから住した舍人世界からの照射が

感得されるのである。そしてその扇面のなかで、舎人と兵衛とは、疑いもなく同質世界に置かれてるのである。それがかつての内舎人家持の目から見た舎人、兵衛の実態であったのである。そして仮りに晴に対する褻の面というようない方が許されるとしたら、巻十六は、舎人の生熊の褻の面を負い持った巻ということができそうである。

ともあれ、舎人と兵衛が精神の位相を同じくしていたことを、巻十六の例などは、かなりのたしかさをもって実証するものといへよう。舎人と兵衛とはかくかくに分かたれるという令の規定や、事実異なっていた勤務の場所などを越えて、その出自と職掌の類縁のゆえに、知的若者の精神共同体が成立しうるほど、当時の宮廷生活は共同体的であったことを確認すべきである。因みに、統紀、天平元年八月の条に「左右大舎人、六衛府舎人、中宮職舎人」(注一) 園点筆者)の文字が、また天平勝宝元年十二月の条に「六衛府舎人」(同前)の文字が見えて居り、ツワモノノトネリがツワモノをとればトネリであったことは疑いの余地がないのである。

二

舎人の生熊——生活の実相——をさぐるには、「b、作品中に用いられているもの」を検討することが何よりも必要であるが、その前に、固有名詞として「舎人」を負い持つ人々を瞥見しておこう。

舎人娘孫子。伝不明。旧事紀に「舎人造」が見え、天武紀十三年の条に、舎人造糠虫に「賜姓曰連」とあり、類聚国史に「筑前国人舎人臣福長」が見えているから、舎人娘子の「舎人」も氏である。新撰姓氏録には「百濟国人利加志貴王之後也」としている。

「舎人」はもととも中国の官名であったから、「百濟人の後裔が「舎人」を氏とすることは、ありえないことではない。この娘子は、舎

人親王と贈答をかわしている(2-1-17・1-18)ところから、講義は「或は舎人親王の傳たりし舎人氏の娘にはあらざるか」として

いる。

舎人吉年・伝不明。この「舎人」も氏であろう。吉年はエトシ(京大本)ともヨシトシ(拾穂抄)ともキネ(口訳)とも訓まれ、田部忌寸櫛子との贈答歌(4四九二)にこの人の名が見え、婦人と思われる。当該歌(2-1-52)は額田王作(1-52)と肩を並べた「天智」天皇の大殯の時の歌で、吉年は舎人を氏とする人々のなかでは、集中最古の人とすべきであろう。

舎人皇子(親王)。天武第三皇子、母は新田部皇女。日本紀を修したことはよく知られており、後、知太政官事に至っている。ところで、無心所著歌を作つて物銭二千字を賜つた大舎人はこの親王の「侍座」であつたわけで、修史の事業といい、この大舎人のエピソードといい、親王が文筆・筆硯にかかわり深い存在であつたことを推測せしめる。万葉当時の皇族子女の命名法が正確にはつかめぬため、靴を隔てて痒きを搔くの感をまぬかれないが、大伯の海上で生まれたところから大伯皇女と命名され、郷ノ大津で誕生したゆかりをもつて大津皇子と命名された例などを思いあわせれば、「舎人」の語が呼び起こすある種の雰囲気が、この皇子の周囲にあつたからの命名と臆測することも、あながちに強いたる理解ではないかも知れない。あるいは、講義が推測したように、もつとも單純に、親王の傳であつた舎人氏の縁による命名とする方が真に近いのかも知れない(恐らくそうであろう。これが命名法の普通であつたらう)が、その源泉をたどつて行けば、「中国の官名」というところに基づかるのであつて、親王の出自と教養の血脈のなかに、中国本来の一筋をさぐりあてることができるとも知れない。それはこの皇子に限つたことではなく時代の普通であつた、といつてしまえばそれま

であるが、書紀編纂の総裁、大舍人とのエピソード、外ならぬ舍人という親王名、といった事実の集積は、他の皇子・皇女に比して一層多く知的、中国本来的なものを、この皇子の身辺に揺曳せしめることとなるのである。だからといって、このことが直ちに、「舍人の世界」という課題になにかを寄与するというわけにはいかないが、少なくとも、舍人的なものに身近くあつた一族族を想定する自由は保証されてよいであらう。舍人的ものは知的であり、知識人的であつた、さらにいえば「性識聡敏」・創造的であつた、というその保証である。退嬰・「下等」の反極としての立地条件である。われわれはこのような要素を、ここで、舍人的と名づけておこうと思う。

なおここであわせて考えておきたいのは、人麿また人麿歌集と舍人皇子との関係である。(A)、3の「舍人皇子に献る歌二首」は、その前にある「弓削皇子に献る歌一首」(一七七三)と共に一括されて、「右の三首は、柿本朝臣人麿の歌集に出づ」と注記されている。人麿歌集のなかで「——皇子に献る歌」という題詞を持つものは、舍人皇子が三例・六首(9一六八三・一六八四、一七〇四・一七〇五、一七七四・一七七五)、弓削皇子が二例・四首(9一七〇一・一七〇三、一七七三)、忍壁皇子が二例・二首(9一六八二、一七〇八)であつて、これらの外に、皇子に係するものとして、「舍人皇子の御歌一首」(9一七〇六)、「宇治若郎子の宮所の歌一首」(9一七九五)がある。「宇治若郎子の宮所の歌」は時代が違いすぎるから、人麿と直接のかかわりはない。残る舍人、弓削、忍壁の三皇子は順次に、天武の第三、第六、第九皇子であつて、舍人皇子は既述のごとく養老四年(七二〇)、日本書紀を撰修、忍壁皇子は天武十年(六八二)、川島皇子らと帝紀および上古の諸事を記定し、また文武四年(七〇〇)には藤原不比等らと律令を撰定

した。弓削皇子にはこうした意味での特記事項はないが、皇子が天武朝下の文化担当者の一人であつたことは、万葉集の作品に徴しても明らかである。いずれにせよ人麿が、これら最高の知識人皇子に親近していた(親近感を持つていた)ことが考えられ、とりわけ舍人皇子に対しては献歌数ももっとも多く、かつ皇子自身の詠歌(前出(一七〇六))も書きとどめており、親近の度合いは他に比して一層深いものがあつたとすべきであらう。もとより、人麿歌集所出歌ではなく人麿作歌には、日並皇子尊をはじめとして、天智、天武朝の多くの皇子・皇女にかかわるものがあるが、それらは「軽皇子の安騎の野に宿りましし時の歌」(一四五一四九)、「長皇子獨路の池に遊しし時の歌」(3二二九一二四一)、「新田部皇子に献る歌」(3二六一・二六二)の三者を除いては、いずれも殯宮における献呈挽歌である。そして摘記したこれら三者も、三者とも、「やすみしわご大王 高照らす(わが) 日の皇子(の)」^(註3)ではじまる公的性格のものであつて、对皇子の日常親近の実際や、心情の私的にかかわりを垣間見せる底の作品ではない。その点歌集所出歌は、一見そつけないさを装つたともとれる自然詠的性質のものや、作者の自分の場合の相聞体験をあるときの皇子に献つたと思われるものなどもあつて、人麿がどのようなかわりようをもつて皇子たちにかかわつていたかを推測せしめるよすがとなるものである。このことは、逆の向きからいえば、皇子たちの生活圈や生活の実相がこちらに向かつて語られることであり、舍人皇子に焦点をすえていけば、人麿もその一人であつたと思われる舍人なるものの生熊が、——エロスと教養の混淆に成る若き主人と舍人たちとの接触の一(場)面が——、傍観・第三者的に、だが具象的に、舍人皇子・人麿の組み合わせをサンプルとして(人麿が舍人皇子の舍人であつたという意味ではない)、描き出されることになるのである。われわれはそのようなもの

として、人麿歌集所出歌と皇子たちとの関係をよみとりたい。防人の警見はこれを省く。

三

家持が官人としての出発を内舍人からはじめたことは、よく知られている。かれは従二位旅人の子であるから、選抜を経ずに内舍人になったものと思われる。万葉集には天平十年（七三八）十月作の左註に「内舍人大伴宿称家持」（八一五九一）と見えており、内舍人の任命は毎年十二月一日を限って行われたから、家持の内舍人は、少なくともその前年十二月からとしなければならぬ。すなわち、天平九年（七三七）から官内少輔に任じられる天平十八年（七四六）までが、一応考え得る家持内舍人の期間であり、年令にして二十一才から三十才までということになる。

家持の内舍人が集に徴して明らかであるのに対して、人麿の舍人は真淵の想像説に発している。真淵は人麿を大舍人であつたらうとしている。六位以下で没したと考えられている人麿は、出仕にあつても、いわゆる蔭位による出身ではなかつたから、「六位以下八位以上嫡子」のなかの「儀容端正、工於書下」なる「上等」者として大舍人に採用されたのであつたらう。「身材強幹、便於弓馬者」でなかつたことは、かれの没年令を五十才ぐらゐと推定する考え方に、ちよつとした興味のはしくれぐらゐは提供するかも知れない。

以上は人麿が舍人（大舍人）であつたこととしての話である。しかしこの想像説は、真淵以来多くの支持を得ており、それは人麿の作品を分析することによつても正当性を主張することができそうである。——分析のもつとも簡単ないとぐちは、その客体の取り扱い方である。すなわち、人麿作品にあつては、一度内部にすくいあげら

れた対象は、必ず自己の血脈を負っているのであつて、単なる描写——勿論高次の——といった趣に終るものはない。強い内燃力が支配し、対象は自己と不可分の一である。たとえば「吉野の宮に幸しし時の歌」（一三三六）で「大宮人」を点出し、「日並皇子尊の殯宮の時の歌」（二一六七）で「皇子の宮人」を点出するとき、その「大宮人」や「皇子の宮人」のなかには「宮人」としての人麿自身が血脈的に包含されており、人麿は歌う人（歌作者）であると共に歌われる人（作中人物）であるという二重構造をもつのである。しかもこの場合、「作中人物」は、後の旅人や憶良のある種作品中のそれのように、架空・仮設の存在ではなくて、かれが衆の一人としてその事態に参加した現実的存在である。もとより、いうところの現実と、作品の現実とは、決して同じものではない。こちらき文芸論を持ち出すまでもなく、同じものではない。だが人麿の場合、作品の現実がいうところの現実に申し分なく素材を仰いでいることは間違いないのであり、体験の再現の形で——体験の再現を基本の骨格として——表現はいとなまれる。近江荒都を訪れることなくして、「近江の荒れたる都を過ぐる時の歌」（一二九—一三一）はありえない。吉野に従駕することなしに吉野従駕の作はありえない。かれが「宮人」として扈從したがゆえに「宮人」の扈從が作品のなかに歌われるのである。従つて先に言った、歌う人と歌われる人との血脈的なつながりは、思想のそれ、想念のそれではなく、そつだとしてそれとららはらに、事実のつながりが同行したのであつて、思想と生活（事実）は、乖離の痛みを経験することなしに、人麿の構造を規定していたのである。^(註4)

このように見てくるとき、「高市皇子尊の城上の殯宮の時の歌」（二一九九—二〇二）に登場する「白袴の麻衣（を）着」た「御門の人」も、客観存在であると共に人麿自身の参加存在でなければなら

なくなる。かれが挽歌献呈者として殯宮の場でこれらの作を製作・朗唱したのであれば、製作・朗唱の役割がなければ、「白袴の麻衣（を）着」た「御門の人」の一人として、「埴安の御門の原に 芭さす日のことごと 鹿じものい葡萄伏しつづ」あつたに違いない、そのような構造での参加存在であつたに違ひなく、従つて反歌第二首——「埴安の池の堤の隠沼の行方を知らに舍人はまどふ」——の舍人も、かれの現実的分身としての舍人であり、単なる写実の対象としての舍人ではありえないことを首肯すべきである。人麿の作品で官職名が出るのはこれ一つであり、このような舍人の実態を作品化したものも、見ていたからではなく生きていたからだという、人麿の作品形成の秘鑰と方法が、理解の深部でつかみとられねばならぬのである。「舍人」を作中に歌つたものは、著名作家では他に家持があるが、山柿の流れをくむかつての内舍人家持としては、これは当然のなりゆきであつたろう。作者不明の巻では、十三の三三二四、三三二六と十六の三七九一が「舍人」を作中に点出するが、三三二四、三三二六はいずれも人麿の亜流もしくは模倣、あるいは伝誦のくずれ等をもつて従来言われて来ているところのもの。三七九一は竹取翁歌であるが、巻十六が舍人の麿の世界の顕現を言ひうる作品を含むことは、前述した通りである。

こう見てくると、家持はもとよりとして、人麿舎人説もある種の傍証に支えられることになり、作者不明の三三二四、三三二六、三七九一なども、作者が舎人であるかも知れぬという可能性を開示することになるのである。^(註5)

かくてわれわれは次のように推定的な結論をくだす、——巻十六の、少なくとも検証にのぼつた作品の作者たちは、舎人の麿の世界（あるいは麿の世界で）製作し、人麿は晴の世界を製作し、家持は両者にまたがって製作した、と。これがわれわれの到りえた到達点

である。

四

人麿は晴の歌人であつた。「宮廷歌人」であつて「御用歌人」でなかつたのは、そのきまじめさのゆえである。全力的、全人格的、人麿を規定する語は何でもよい。もとよりかれにも私生活はあつたらうが、妻との共寝さえ、「天飛ぶや軽の路は」(2二〇七)とあからさまに歌い出し、「石見の浦角の浦廻を」(2一三一)とふりかざしてくる公認的氣質を支えられているのであつて、主客の未分、公私の非分裂が、個我誕生の多少のきざしを示しつつも、なお力強かれのなかで生きられていたのである。「晴」とは要するにこのような個我誕生以前の公的・古代的性格をいうのである。ここでは精神はつねに共同体所属のものとしてあり、皇室讃仰をパターンとする賀歌、挽歌、国讃め歌が、かれらの心情のおのずからなる発現形態であつたのである。かれらとは舍人たち、とりわけ飛鳥藤原時代の舍人たちであり、万葉集における「舍人の世界」は、飛鳥藤原時代の舍人たちに、もつとも万葉時代的な様態を集約的に示すのである。

さてこの時代にあつて考察すべきもつとも大きな対象は、「皇子尊の宮の舍人ら働しび傷みて作る歌廿三首」(2一七一—一九三)であり、可能性を存して登場せしむべきは、「藤原宮の役民の作る歌」(1五〇)と「藤原宮の御井の歌」(1五二・五三)である。

日皇皇子尊の宮の舍人らの挽歌二十三首に、人麿の補筆、代作、指導の類を想定することは早くから行なわれているが、この一群を基底で支えているものは、もつとも典型的な舍人世界の公的精神である。二十三首の前に配列されている同じときの挽歌で、人麿は、「天地の初の時」から歌い出し、「高照らす日の皇子は 飛鳥の浄の

宮に 神ながら太敷きまして」と本題に入り、その状態の不変を願っていたにもかかわらず、「いかさまに思ほしめせか 由縁もなき真弓の岡に 宮柱太敷き座し」て皇子がかくりましたことを、太く力のかぎりには嘆いている。この様式は、これを分断して悲嘆の情の他のいくつかをつけ加えれば、そのまま舎人らの二十三首に敷衍することができるのであって、「慟傷」の中核は、あれもこれも、「万代」にあるべきものの「夢にだに見ざりし」突然の中断にある。これは死の嘆きの一般的心情のようであるが、その対象が「高光る日の皇子」であることにおいて、疑いもなく歴史的・国家的事象なのである。鷹従、警衛の日常が舎人たちの矜持をつちかしたように、その中断は、かれらの生の拠点の喪失を結果する。坐すがごとくに、仕えることも、坐さぬがゆえに空しい。挽歌の自覚的形成は、生の再生が不可能であることを知的に諒解しはじめたときにはじまる。公的挽歌（それは長歌の代名詞でさえある）が人麿に頂点を示してのち、再度の美的達成を持つことがなかったのは、死の知的諒得が、人麿の時期に、知識人の間に成立したことで無縁ではない。火葬はその画期的な出来事である。たなびく雲に生のあかしを見ようとしても、それは所詮、「灰にてませば（二二一三）」という現前の凝視に帰着するしかない。神と人間の分岐がはじまり、その分岐が言語表現のうえでもゆるぎない定着を持ってしまふ。「神ながら」の、「人間ながら」の世界への移行の開始とそのやむをえない許諾。人麿の「混沌」はこの「神ながら」に即してあり、人麿の「整正」の芽ばえは、この「人間ながら」に即してある。かれがしばしば用いた「いかさまに思ほしめせか」のいぶかりの語句は、このようなまどいの時期のとまどいを、未分化の分化への痛みの心情を、もつとも詩的に表白するものでなければならなかった。人麿の挽歌が時代の典型でありえたのは、かれが際会したこのような一種の精

神の受難を、もつとも克明に代弁したからである。舎人たちはかれの周辺にあって、このこと——一つの終焉と一つの開始。そしてその混沌——を知り、知らされ、巫人麿、小人麿として、晴の世界の嘆きを歌ったのである。舎人たちの二十三首のなかに人麿の作品があるうとなかろうと、かれらが精神の共通を人麿と分け持っていたことは、「慟傷」の同質と、作品形成の手法また用語の同一などから、十分に諒得することができる。

挽歌が「万代」仰望の念の挫折であるのに対して、「万代」仰望の念の発祥と継続は、やがて賀歌、また国讃め歌の本質を形造る。人麿の「吉野の宮に幸しし時の歌」（一三八）と藤原宮の役民の歌、また御井の歌が、国讃め歌の同一パターンに出ずるものであることは一読して明瞭であるが、そのような同一パターンを駆使したものは、同一作者でないとするれば、精神の範疇を同じくする共同社会の成員を想定するのが、もつとも自然であろう。役民、御井の歌が巻一に収められているのは、副次的な理由によって作者が伏せられていても、あるいは失なわれても、作自体はれっきとした独立作品の扱いを受けていた証拠であつて、たとえば人麿などの模倣作品をもつて所遇されていたのではなかつたとすべきであろう。作者をあらわすことがなかつたのは、恐らく身分卑しきによりということであつたらう。どの程度に卑しかつたかについては、巻一にふさわしくない程度に、と答えるしかないのであるが、その程度を推測するよすががないわけではない。役民歌にあつては、宮造營の実状を「見」うる立場にあつた廷臣という具体性が得られ、御井歌にあつては、その反歌——藤原の大宮仕へ生れつぐや処女がともは羨しきろかも——よりして、藤原の宮に奉仕するために生れ継いでくる少女たちに羨しさを感じるような立場なり、位置なりにあつた廷臣を想定することができるだろう。もつとも御井歌の場合

は、奉仕する少女を羨望することによって、藤原の宮を讚美する意を表わすのが本体であるから、現実的判断の資料としては多少の割引きを必要としようが、それでもそこから、不断に天皇に側近しうる女性、つまり采女の実際について、かなりの程度に作者が熟知しているという事実は捨象することができよう。われわれはここで、軍防令の兵衛条が「若貢^ニ采女^ニ郡者。不在^ニ貢^ニ兵衛^ノ之^ノ例^ノ。三分一^ニ國^ノ。二分兵衛。一分采女^ノ」と記し、また後官職員令、采女条が「其貢^ニ采女^ニ者。郡少領以上姉妹及女。形容端正者。皆申^ニ中務省^ニ奏聞^ノ」と記していることに注意しなければならぬ。つまり、兵衛（とりわけ国司簡試の兵衛）と采女は、出身、身分において同等の者だという事実である。しかも車駕出御の際以外は至尊に近侍してありえなかつた兵衛からすれば、常時後宮にあつて御饌に奉仕した采女は、申し分なく羨望の的たりえたであろう。ことに当代は女帝であつた。「処女がともは羨しきろかも」が、一層の必然性をもつて藤原讚歌のなかに繰り入れられてくるのである。

われわれは以上、采女に對比して兵衛の存在を考えてきた。しかし采女の実状を知る同輩は舍人でもさしつかえないわけであつて、縷々述べ来たつたように、両者を一にしてのトネリの世界を考え、その集団なり共同社会なりに所属する一舍人を、役民歌なり御井歌なりの作者に擬定するコースを予想しようとするのである。われわれは先に、皇極紀からの引用を思い起こすことによつて、舍人が「出而拒戦」等の兵衛の職掌をも兼ね行なうことのあつたことを確認したが、同所に引用した仁徳紀の一文は、単別皇子の舍人らが、皇子と雌鳥皇女の恋の成就のために、一臂の力にかえて歌唱をもつて声援を送つてゐる趣を伝えており、舍人の生態のなかに、そのような代弁、代唱の實のあつたことを告げている。よしんばこれらの兵衛また舍人の例が、令制以前の姿を示すものだとしても、その姿が成

文化によつてたやすく消滅したと考えられぬことはすでに述べた通りであり、歌作の朗唱、代作の類の営みが、早くから舍人の世界に行なわれていた事実を首肯すべきであると思う。それが藪の世界の發現を得ては卷十六の検証諸作のごとくになり、晴の世界の發現を得ては人麿作品のごとくになったというのが、われわれの既述の結論であつた。役民歌、御井歌の作者が人麿であるか否かは第二として、その作者が舍人世界所属の一員であつたらうことは、ほとんど疑いがないとすべきであろう。舍人世界とは、制度の背後に存在した一つの創造の母胎であつたのである。（日本大学鶴丘高校教諭）

(註1) 漢書高帝紀、師古の註に「舍人親近左右之通稱也」とある。

(註2) 同前。

(註3) これらの人麿歌集所出歌が人麿の作でないとしても、歌集に書きとめられていることは、それらが人麿の心体験を通過したということであつて、人麿作

歌に近しい扱ひをすることが許されるはずである。

(註4) 人麿の「吉備津の采女の死し時の歌」(2二七—二一九)について、これを人麿の現実体験の作ではなく、「吾」をその時「天智の御世」の人に身をなして」の虚構の作とする説が沢鴻久孝博士にある。「万葉の虚実」、「万葉歌人の誕生」所収。筆者も「万葉集における、想像的現実」について(昭和三一・一一)。日本大学国文学会における研究発表、認めるにやぶさかではないが、本稿中に述べたような人麿作品の全体的な帰納からして、やはり吉備津の采女の作も「音聞くわれもおぼに見し」うえでの作と考へた。

(註5) 「撰人麿歌考」(昭和三九、一〇、一〇万葉学会における研究発表)。

(註6) この語句の集における使用は、1二九(人麿)、2一六二(持統天皇)、2一六七(人麿)、13三三—三六(作者未詳)の四首であつて、このうち持統作と作者未詳歌はいずれも人麿との密接な關係を言ひつてゐる。従つてこの語句から人麿の時代の転換に処したとまよひの感情(対人人生の思想をよみとらうとする)ことは、必ずしもこじつてではないであらう。なお(註4)に引いた吉備津の采女の作に「いかさまに思ひをれか」が見え、「いかさまに思ほしめか」が右のごとくであるならば、吉備津の采女の作のこの語句も、時代の現前をこじつた人麿構造のあらわれとして理解することが許されはしまいか。かつ(註4)の補説としたい。

(註7) (註5)に同じ。

(註8) 同前。

(註9) 孝徳紀、大化二年の条にも同文が見られる。